

公民連携促進に関する連携協定書

北栄町（以下「甲」という。）と株式会社官民連携事業研究所（以下「乙」という。）は、相互連携し、甲の様々な課題解決や持続的発展寄与につながる公民連携の事業化に向け、効果的な取り組みを進めるために、以下のとおり公民連携促進に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが持つ資源や特長を生かしながら、連携協力し、甲が抱える地域の様々な課題解決や地域の持続的発展に寄与する公民連携を促進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力するものとする。

- （1） 甲の課題解決等に寄与する企業の紹介に関すること。
- （2） 甲が行う公民連携事業への助言に関すること。
- （3） 甲及び乙が行う公民連携事例の情報発信に関すること。
- （4） 乙が保有する公民連携に関するプラットフォーム・データベースの利用に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること。

2 甲及び乙は、連携協力事項を全て無償で行う。

3 連携協力事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条の連携及び協力に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の見直し及び解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、北栄町と民間事業者等との連携協定等に関する実施要綱を遵守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期限が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がない場合は、更に1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

- 2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

- 3 甲及び乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲乙誠意を持って協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、代表者の署名のうえ、各自その1通を所持する。

令和6年6月3日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町

町 長 手嶋俊樹

乙 大阪府四條畷市岡山東一丁目10番5号
株式会社官民連携事業研究所

代表取締役社長

鷺見英利